

いよいよ、今月ロシアのソチで冬季オリンピックが開催されます！(7日～23日)

3日 節分, 4日 立春, 11日 建国記念の日, 14日 聖バレンタインデー,

19日 雨水

February 改正情報・案内



① 来月改定の見込みの介護保険料率は上がる見通しです。1.55
⇒1.72% (折半率 8.6/1000) <今月中旬に決定予定>
健康保険料率は据え置き 雇用保険料率は 26 年度も据え置き
国民年金保険料は 26 年度、15,250 円にアップ。

② 産前産後休業保険料免除制度 始まります。

※平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる被保険者が対象となります。

(1) 産前産後休業期間 (産前 42 日 (多胎妊娠の場合は 98 日)、産後 56 日のうち、妊娠または
出産を理由として労務に従事しなかった期間) について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、
事業主の申出により、被保険者分及び事業主分とも徴収しません。被保険者から産前産後休業取
得の申出があった場合、事業主が「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。

(2) この申出は、産前産後休業をしている間に行わなければなりません。

(3) 保険料の徴収が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月
(産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月) までです。免除期間中も被保険
者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) 健康保険 49.85 (愛知) / 1000、介護保険 7.75 / 1000
厚生年金保険 85.6 / 1000 雇用保険 5 / 1000 (建設業 6 / 1000)

2. 名言名句

「人間も箸とおんなじや。磨いで出てくるのは塗り重ねた
もんだけや。一生懸命生きてさえおったら、悩んだ事も
落ち込んだ事も、綺麗な模様となって出てくる。おまえの
なりたいたいもんになれる」

2007 年放送の NHK の朝の連続テレビドラマ「ちりとてちん」から。現在、月曜-土曜朝に BS 放送にて再放送中。

3. 法律ワンポイント・情報

1 男女雇用機会均等法に関する改正内容～間接差別の定義見直し、同性間のセクハラ禁止等
昨年 12 月 24 日に、厚生労働省から、男女格差の縮小や女性の活躍促進を推進するための、男女
雇用機会均等法の施行規則を改正する省令等が発表されました。主な項目は下記の通りであり、
いずれも今年の 7 月 1 日から施行されます。

- (1) 間接差別となり得る措置の範囲の見直し
- (2) 性別による差別事例の追加
- (3) セクハラ予防・事後対応の徹底

- (1) については、間接差別（差別的な条件や待遇差を直接は設けていないものの、結果的に一方の性に対して不利益を与えること）となるおそれがある措置のうち、「総合職の募集または採用に係る転勤要件」について、「総合職」の限定を削除し、昇進・職種の変更が措置の対象に追加されました。これにより、すべての労働者の募集・採用、昇進、職種の変更にあたって、合理的な理由なく転勤要件を設けることは、間接差別に該当することとなります。
- (2) については、性別を理由とする差別に該当するものとして、「結婚していることを理由として職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取扱いをしている事例」が追加されました。
- (3) については、職場におけるセクハラには、同性に対するものも含まれることなどが明示されました。また、セクハラ被害者に対する事後対応の措置の例として、「管理監督者」や「事業場内の産業保健スタッフ」などによるメンタルヘルス不調への相談対応が追加されました。

② **労働者派遣法の改正案**が今国会に提出される見込みになり、派遣労働が大幅に拡大される方向です。業種を問わず、企業は派遣期間は**3年ごとに派遣労働者を代えれば、どんな業務でも、ずっと仕事を任せられるようになります。**この「仕事ごと」の期間の上限を無くす代わりに、「労働者ごと」に期間の上限を設けることとなります。現行では26業種に限っては、期限を定めずに同じ職場で働くことができているものを、同一の労働者が、同一の職場で働くことができる期間の上限を、どの業務も3年と決めています。しかし、次の仕事先が見つからない場合は、そこで仕事が途絶えてしまうということになりかねないため、3年の上限に達した場合に**派遣元企業は、(1)派遣先企業に対して労働者の直接雇用を依頼することのほか、(2)新たな派遣先の適用、(3)派遣元企業においての無期雇用などの装置を講じなければならない**とされています。

改正案では、特定労働者派遣と一般労働者派遣の区別を無くし、許認可制の新制度に移行⇒**2015年度に特定労働者派遣事業は廃止**。「特定」は届出制であったため比較的容易に手続きができましたが、現在「特定」の事業者は今後も事業を続けるには「一般」の許可を取る必要があります。そのためには資金面も含めていくつものハードルをクリアしないといけません。事業者の統廃合も予想されます。

4. 統計・情報

- ① 遺族年金の支給対象を**4月から父子家庭にも拡大する制度改正**の関係政令が閣議決定された。当初公表されていた、会社員らに扶養される配偶者が亡くなったケースを一律で支給対象から外す部分（厚生労働省案）は、批判が相次いだために削除された。（1月11日）
- ② 厚生労働省は、雇用保険の「**再就職手当**」を**拡充**する方針を明らかにした。再就職後6カ月間継続して就労した場合に、前職の賃金と再就職後の賃金の差額（6か月分）が支給される。通常国会に提出する予定の雇用保険法改正案に盛り込み、2014年度にスタートする見通し。（1月6日）
- ③ 国土交通省は、**社会保険未加入の建設業者について、公共事業の元請と一次下請に参加させない方針**を明らかにした。将来的には二次下請以下からも排除する考え。同省では、未加入業者への指導を強化し、2017年度には加入率100%を目指している（1月22日）



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

いよいよ冬季ソチオリンピックが開催されます。男子フィギュア<2/14-15>女子フィギュア<2/20-21>など個人的に特に楽しみにしています。7日が開会式ですが、一部の競技は前日から始まります。女子ジャンプが今回新設され、高梨沙羅選手に期待がかかります。時差の関係で生中継が深夜の競技も多いと思われます。頑張れニッポン！

労働者派遣法がこれまで何度も改正されてきていますが、今回の改正は派遣労働者にとってはどのようなのでしょうか。正社員への道は厳しくなる？これまでの位置づけが、「派遣」という働き方を選択している人からすれば配慮に欠けており、期間の上限を撤廃すべき(使用者側の意見)という考えもあります。1986年7月に施行された派遣法の正式名称をご存知ですか？長いです！「**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律**」その目的である「労働者保護」は守られてゆくのかどうか？(S)